

京 都 府 家 庭 支 援 セ ン タ ー

# 業 務 概 要

(平成 28 年度業務実績)

京 都 府 家 庭 支 援 総 合 セ ン タ ー

京 都 府 南 部 家 庭 支 援 セ ン タ ー

( 京 都 府 宇 治 児 童 相 談 所 )

京 都 府 北 部 家 庭 支 援 セ ン タ ー

( 京 都 府 福 知 山 児 童 相 談 所 )

# 目 次

## 第1部 家庭支援センターの概要

1	主な業務と根拠法	1
2	組織体制	1
3	業務内容	3
4	相談体制	5
5	各家庭支援センターの概況	7
6	児童に関する相談の所管区域図	8
7	組織・人員	9
8	沿革	10
9	研修の実施状況	11

## 第2部 総合相談の業務

1	業務内容	13
(1)	業務概要	13
(2)	総合相談の概念図	13
2	業務実績	14
(1)	相談の特徴	14
(2)	相談処理分類と対応時間	15
(3)	相談種別と相談処理分類の状況	16
(4)	相談者の住所と相談種別の状況	17

## 第3部 児童相談の業務

1	相談援助活動の体系	18
2	相談内容	20
3	児童相談・虐待等の概況	21
(1)	相談内容別受付件数の推移	21
(2)	虐待相談の状況	21

## 第4部 女性相談の業務

1	相談・保護業務概略図	23
2	婦人保護事業の対象者	24
3	広報・啓発・研修	24
4	業務実績	25
(1)	相談の状況	25
(2)	保護の状況	26

## 第5部 障害者相談の業務

1 相談業務の内容	28
(1) 業務の種類	28
(2) 相談の方法	29
(3) 身体障害者相談・支援の概念図	30
(4) 知的障害者相談・支援の概念図	32
(参考資料)療育手帳判定区分と再判定期間	33
2 業務の実績	35
<身体障害者への相談等>	
(1) 取扱人員	35
(2) 相談	35
(3) 判定	36
(4) 身体障害者巡回相談	36
(5) 視覚相談会	37
(6) 在宅重度身体障害者訪問診査	37
(7) 補装具フォローアップ事業	37
(8) 研修会等の開催	37
<知的障害者への相談等>	
(1) 相談判定取扱状況の推移	39
(2) 実施機関別相談内容内訳	40
(3) 療育手帳相談判定	40
(4) 地域生活相談実施状況	41
(5) 個別支援相談	42
(6) 相談対応としてのケース会議の実施状況	42
(7) 市町村・関係機関とのネットワーク等	42
(8) 研修会等の開催	42

## 第6部 ひきこもり相談の業務

1 業務内容	43
(1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等	43
(2) 家族教室の開催	43
(3) 研修会の開催	43
(4) チーム絆 地域チームとの連携	44
2 業務実績	44
(1) 相談の状況	44
(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況	46

第7部	児童虐待・DV被害者支援の業務	
1	業務内容	47
(1)	児童養護施設退所児童への支援	47
(2)	DV被害者等への支援	47
(3)	保護者支援	48
(4)	里親制度の普及啓発、里親支援	48
第8部	非行少年等立ち直り支援の業務	
1	業務内容	51
(1)	寄り添い型支援	51
(2)	家庭裁判所係属中少年への支援	51
(3)	少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業	52
2	業務実績	
(1)	支援人数	52
(2)	関係機関との連携	52
統計編		
	統計編目次	54

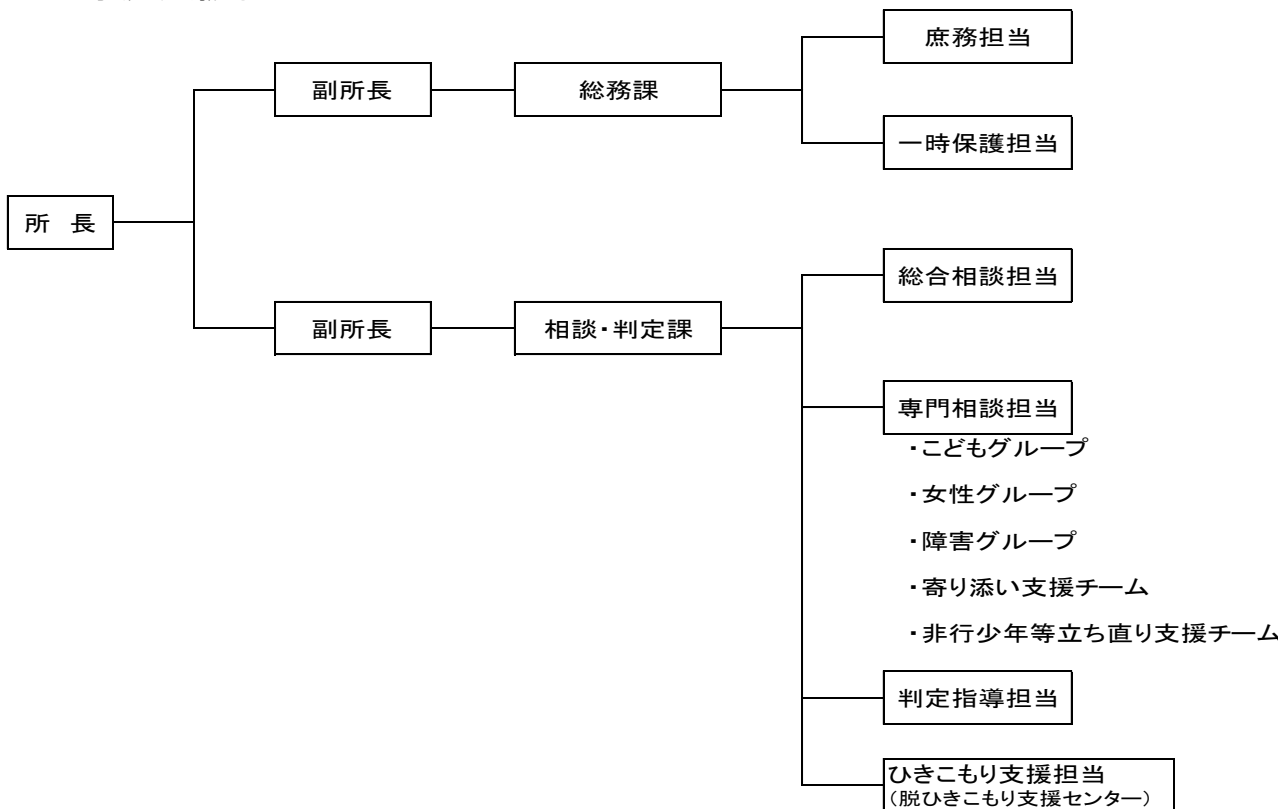
# 第1部 家庭支援センターの概要

## 1 主な業務と根拠法

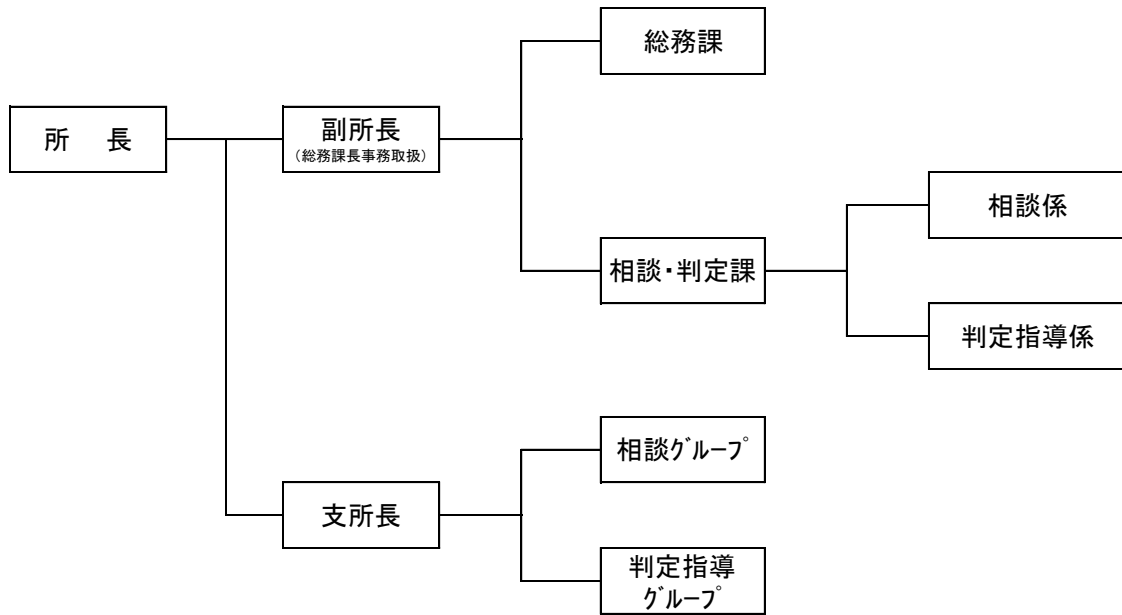
・ 児童に関する相談、一時保護等	児童福祉法による児童相談所の業務 (設置根拠：法第12条)
・ 女性に関する相談 ・ 一時保護、婦人保護施設（総合センターのみ）	売春防止法による婦人相談所の業務 (設置根拠：法第34条)
・ 配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による業務（設置根拠：法第3条）
・ 身体障害者に関する相談等（総合センターのみ）	身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所の業務（設置根拠：法第11条）
・ 知的障害者に関する相談等（総合センターのみ）	知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所の業務（設置根拠：法第12条）
・ ひきこもりに関する相談（総合センターのみ） ・ 児童虐待・DV被害者支援（総合センターのみ） ・ 非行少年等の立ち直り支援（総合センターのみ） ・ その他複合した問題や幅広い家庭問題に関してワンストップで相談	

## 2 組織体制

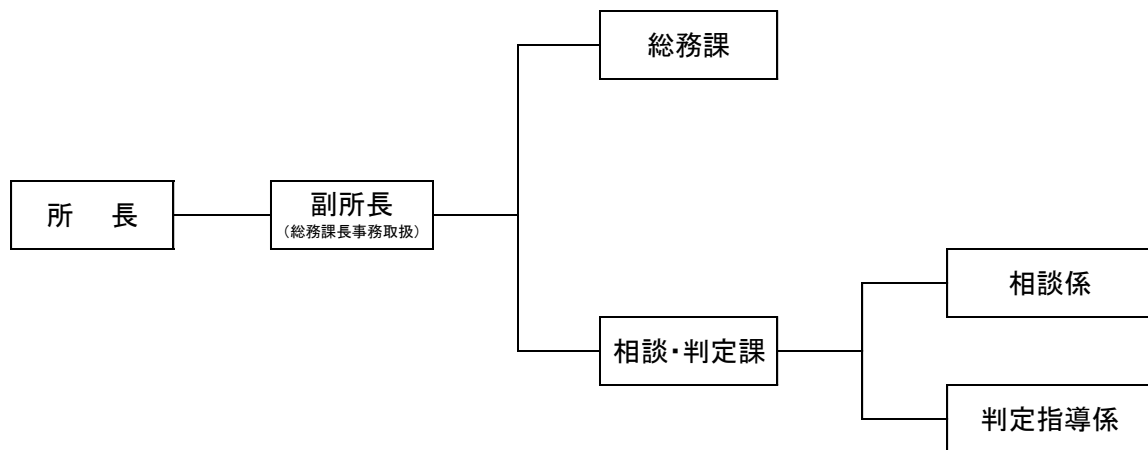
### <家庭支援総合センター>



<南部家庭支援センター> (宇治児童相談所)



<北部家庭支援センター> (福知山児童相談所)



### 3 業務内容

#### <家庭支援総合センター>

##### (1) 総合相談

家庭内で起こる様々な問題について、相談に応じるとともに、相談内容に応じて専門相談担当やその他の関係機関への橋渡しを実施

##### (2) 専門相談

###### ◇ 児童に関する相談業務等

- ① 相 談 … 養護（児童虐待、保護者の死亡・失踪・病気等による養育困難、養子縁組等）、保健、障害、非行、育成（性格行動、不登校、育児・しつけ）等に関する相談
- ② 一時保護 … 必要に応じて子どもを家庭から離して一時的に保護
- ③ 措置機能 … 児童福祉施設、指定医療機関、里親等に委託
- ④ 市町村援助 … 市町村間の連絡調整、情報の提供、必要な援助

###### ◇ 女性に関する相談業務等

- ① 相 談 … 日常生活上の女性の悩み（家庭関係の破綻や生活の困窮に関する相談など）、配偶者からの暴力に関する相談等
- ② 一時保護 … 緊急保護を要する場合や、短期間の保護更生のため一時的に保護。原則2週間を必要に応じて延長
- ③ 調査・判定 … 問題解決のための実態把握や必要に応じて医学的判定、心理判定員による心理学的判定、カウンセリングを実施
- ④ 助言・援助 … 福祉事務所等との連絡調整、助言・情報提供など自立に向けた援助

###### ◇ 障害者に関する相談業務等

- ① 相 談 … 身体障害者や知的障害者に関する福祉サービス、施設利用、補装具、更生医療、障害程度区分、その他生活相談等
- ② 判定・交付 … 補装具及び更生医療の医学的判定、療育手帳に伴う心理学的判定、社会診断等、療育手帳の交付
- ③ 地域生活支援 … 特別支援学校卒業時の進路相談、関係機関との連携と市町村・障害者相談支援事業者・福祉サービス事業者への支援
- ④ 地域リハビリテーションの推進及び関係機関とのネットワーク … 地域リハビリテーションに係る関係機関との連携、医療的ケアに係る施設等職員を対象とした講座の開催等

###### ◇ ひきこもり相談…電話相談、面接相談、家族教室、ひきこもり訪問「チーム絆」事業の実施

###### ◇ 児童虐待・DV被害者支援…児童虐待、DV等の課題がある家庭を対象に寄り添い型の支援を実施し、被害者等の地域生活を支援

- ◇ 非行少年等立ち直り支援…支援コーディネーターを中心に、学校、警察、家庭裁判所等  
関係機関と連携し、支援プログラムを作成・実施

### (3) 企画調整機能

福祉相談の中核機関として、南・北家庭支援センターと連携し、府内全域に対応

① 家庭問題等困難事案対応サポート事業（22年度から）

複雑・多様化する家庭問題に対応するため、弁護士や医師、臨床心理士等からなる専門家チームを編成し、困難案件等の対応にあたりこれら様々な分野の有識者から専門的な助言を得ることで専門的対応力を強化

平成23年度	15回	平成24年度	10回	平成25年度	22回
平成26年度	11回	平成27年度	14回		

② 児童虐待・DV被害者支援チーム（25年度から）

児童養護施設退所児童の円滑な家庭復帰を目指し、居場所づくり等を実施  
詳細は、第7部参照

③ 児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業（24年度から）

地域における児童虐待防止対策の充実強化を図るため市町村に対し助言を行うとともに外部有識者を派遣

平成24年度	56回	平成25年度	56回	平成26年度	43回
平成27年度	52回				

④ 法律相談事業（25年度から）

DV被害相談をはじめとして複雑化する家庭問題に関する相談に対する法的解決力を強化するため弁護士による法律相談を実施し、ワンストップの支援を拡充

平成25年度	48回	平成26年度	63回	平成27年度	59回
--------	-----	--------	-----	--------	-----

⑤ 里親委託の推進

里親登録の拡大、委託の推進を目指し里親制度の普及啓発のため広報活動を実施するとともに、里親登録希望者等への研修等も開催、児相間の里親委託に関する調整、ホームステイ里親の登録台帳管理を行う。

⑥ 人材育成・対応力強化

児童虐待、DVなど複雑・多様化する家庭問題に対する対応力を強化するため、府職員をはじめ、市町村等行政機関、関係施設、相談機関、その他支援団体等職員を対象に研修会を開催（詳細は、9「研修の実施状況」参照のこと。）

児童関係：市町村児童相談担当職員研修

児童福祉施設職員に対する研修

女性関係：DV被害者支援専門研修

障害関係：市町村障害相談新任担当職員研修

ひきこもり支援従事者研修



#### (4) 広報・啓発

- ・「配偶者暴力相談支援センター通信」の発行
- ・センター・ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/index.html>

### ＜南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター＞ (宇治児童相談所及び福知山児童相談所)

#### (1) 総合相談

総合センターの項に同じ

#### (2) 専門相談

- ◇ 児童に関する相談業務等

総合センターの項に同じ

- ◇ 女性に関する相談業務等

- ① 相談 … 日常生活上の女性の悩み（家庭関係の破綻や生活の困窮に関する相談など）、配偶者からの暴力に関する相談等
- ② 助言・援助 … 福祉事務所等との連絡調整、助言・情報提供など自立に向けた援助

## 4 相談体制

### ＜家庭支援総合センター＞

#### (1) 来所相談

原則、平日の午前9時から午後5時15分の間実施（要予約）

#### (2) 電話相談

- 児童虐待相談専用電話（☎189）24時間対応
- DV相談専用電話  
午前9時～午後8時  
その他の時間帯における緊急保護相談は、担当に連絡し対応
- ひきこもり相談専用電話  
午前9時～午後4時（平日）

#### (3) 巡回相談等

- 補装具相談 … 城陽相談室で毎週水曜日実施
- 身体障害者巡回相談 … 府内各市町村（概ね40箇所）で実施
- 療育手帳巡回相談 … 北部家庭支援センター、特別支援学校等で実施
- ひきこもり出張面接相談、家族教室 … 北部会場（府福知山総合庁舎＜福知山市＞）

＜南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター＞  
（宇治児童相談所及び福知山児童相談所）

(1) 来所相談

原則、平日の午前9時から午後5時15分の実施（要予約）

(2) 電話相談

- 児童虐待相談電話（☎189）

総合センターの項に同じ。

但し、平日の8時30分から午後10時以外の時間帯は、総合センターで受電

- DV相談専用電話                      午前9時～午後5時（平日）

## 5 各家庭支援センターの概況

センター名 区分	家庭支援総合センター	宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)		福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	
			宇治児童相談所 京田辺支所		
設置年月日	平成 22 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 17 日	平成 25 年 4 月 1 日	昭和 23 年 6 月 1 日	
所在地	〒605-0862 京都市東山区清水 四丁目 185-1	〒611-0033 宇治市大久保町 井ノ尻 13-1	〒611-0033 京田辺市興戸 小モ詰 18-1	〒620-0881 福知山市字堀小字 内田 1939-1	
電話番号	075-531-9600	0774-44-3340	0774-68-5520	0773-22-3623	
児童虐待専用	075-531-9900	0774-44-3340	0774-68-5520	0773-22-3623	
DV専用	075-531-9910	0774-43-9911	—	0773-22-9911	
ひきこもり専用	075-531-5255	—	—	—	
FAX番号	075-531-9610	0774-44-3371	0774-65-1500	0773-22-3746	
各センターの相談業務等					
担当地域	総合相談	全府域	全府域	—	全府域
	女性相談	全府域	全府域	—	全府域
	障害相談	全府域(京都市除く)	—	—	—
	児童相談	亀岡市、向日市 長岡京市、南丹市 乙訓郡(大山崎町) 船井郡(京丹波町)	宇治市、城陽市 久世郡(久御山町)	八幡市、京田辺市、 木津川市 綴喜郡(井手町・ 宇治田原町) 相楽郡(笠置町・ 和束町・精華町・ 南山城村)	福知山市、舞鶴市、 綾部市、宮津市、 京丹後市 与謝郡(伊根町・ 与謝野町)
	4市2町	2市1町	3市5町1村	5市2町	
面積(合計) 3,785.11k㎡	1,177.10 k㎡	114.16 k㎡	407.01 k㎡	2,086.84 k㎡	
人口(合計) 1,131,501人	285,911人	274,964人	279,287人	287,556人	
児童数(合計) 189,633人	46,724人	44,668人	50,210人	46,157人	

注1 人口は、平成 29 年 4 月 1 日現在の推計人口(京都府企画統計課調)

2 児童数は、平成 29 年 4 月 1 日(又は 3 月 31 日)現在の 18 歳未満人口で各市町村集計人口

## 6 児童に関する相談の所管区域図



# 7 組織・人員

平成28年4月1日現在

区分	家庭支援総合センター	南部家庭支援センター		北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	計		
		(宇治児童相談所)	宇治児童相談所京田辺支所				
所長	1	1		1	3		
副所長	2	1		1	4		
支所長			1		1		
参事	3				3		
総務課	課長	副所長兼務	副所長兼務	副所長兼務			
	庶務担当	グループ長	1		1		
		庶務・会計	1	1	1	3	
	一時保護担当	グループ長	1			1	
		児童指導員	1	2	1	4	
		心理判定員	1			1	
	調理	1			1		
相談・判定課	課長	副所長兼務	1		1	2	
	総合相談担当	2	1		相談係長兼務	3	
	子どもG	グループ長 相談係長	1	1	1	1	4
		主任児童福祉司 児童福祉司	7(2)	5(2)	6(2)	7(1)	25(7)
	女性G	グループ長	1				1
		主任相談員	6				6
	障害G	グループ長	1				1
		身体(知的)障害者 福祉司	4				4
		看護師	1				1
		理学療法士	1				1
		ひきこもり担当	2				2
	判定担当	グループ長 判定指導係長	1	1	1	1	4
		心理判定員	5(1)	5(1)	3(1)	4(1)	17(4)
		児童虐待・DV支援	2				2
		立ち直り支援	2				2
小計	48(3)	19(3)	12(3)	18(2)	97(11)		
非常勤嘱託等	精神科医	6	2		1	9	
	小児科医	1	1		1	3	
	内科医	1				1	
	児童指導員	5	1			6	
	保育士	3	1		2	6	
	調理員	3	1		1	5	
	虐待協力員	3(3)	3(2)	3(3)	3(3)	12(11)	
	婦人相談員	7	2		1	10	
	生活支援員	1				1	
	障害者相談 (含療育手帳事務)	2			1	3	
	補装具技師	1				1	
	看護師	2				2	
	ひきこもり相談 (心理・PSW)	3				3	
	心理判定員	7		1	1	9	
	児童虐待・DV支援 (心理・相談員)	3				3	
	里親委託推進員	2				2	
	立ち直り支援 (支援コーディネーター、心理相談員)	6				6	
用庁務・運転手	2				2		
小計	58(3)	11(2)	4(3)	11(3)	84(11)		
総計	106(6)	30(5)	16(6)	29(5)	181(22)		

注：( ) の数字は、未来っ子サポートチームの担当数であり、内数である。

- なお、子どもGリーダー(総合センター)及び相談・判定課長(南部・北部センター)は未来っ子サポートチームを統括している。  
 (2) 子どもG、女性G、障害G、判定担当は、総合センターの組織名称である。  
 (3) 子どもGリーダー(総合センター)、相談・判定課長(南部センター)及び相談係長(南部・北部センター)は、児童福祉司の資格を有している。  
 (4) 本表以外に、各保健所から家庭支援センター兼務の児童福祉司が7名配属されている。  
 (内訳：総合センター管内2名、南部管内2名、北部管内3名)

## 8 沿革

	児童相談所	婦人相談所	身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所
昭和23年1月	京都府立中央児童相談所・京都府立伏見児童相談所設置		
2月	要保護児童一時収容所京都府立伏見寮・京都府立第二伏見寮設置		
6月	京都府立舞鶴児童相談所・京都府立福知山児童相談所設置		
12月	一時収容所を一時保護所と改名		
昭和24年6月	舞鶴児童相談所に一時保護所舞鶴寮を併設		
昭和25年4月	中央児童相談所・福知山児童相談所に、一時保護所中央寮・福知山寮を併設		
昭和27年10月			身体障害者福祉法に基づき相談所を京都府教育庁庁舎(京都視上京区西洞院下立売)に設置
昭和28年4月			京都府身体障害者更生相談所条例施行
昭和31年10月		売春防止法の交付(4月)を受け、京都府婦人相談所設置(元婦人相談所所在地)	
11月	京都市児童相談所の設置に伴い、京都府立伏見児童相談所を廃止		京都府身体障害者福祉センター設置(現京都府立視力障害者福祉センター所在地)し、内部に次の施設を設置 (1)身体障害者更生相談所 (2)肢体不自由者更生施設 (3)失明者更生施設 (4)補装具制作施設 (5)身体障害者更生病院
昭和32年5月		一時保護所を併設	
12月		婦人保護施設「京都府立桃山婦人寮」京都市伏見区に設置	
昭和35年10月			京都府身体障害者福祉センターの内部組織として相談課内に「知的障害者更生部門」配置
昭和39年4月			京都府身体障害者福祉センターを京都府立身体障害者福祉センターに改称
昭和40年4月	京都府中央児童相談所・京都府舞鶴児童相談所・京都府福知山児童相談所に改称		
昭和45年8月	舞鶴児童相談所新築移転(舞鶴市倉谷へ)	京都府婦人相談所庁舎を新設、婦人保護施設を併設(桃山婦人寮を廃止)	
昭和46年9月	中央児童相談所新築移転(元京都児童相談所所在地へ)		
昭和56年4月	福知山児童相談所新築移転(現在地へ)		
昭和57年6月			「身体障害者更生相談部門」「知的障害者更生部門」が独立し、それぞれ「京都府身体障害者更生相談所」(元身更所在地)、「京都府精神薄弱者更生相談所」(元知更所在地)を設置
昭和62年4月	中央児童相談所を、宇治児童相談所(中央児相として新設)・京都児童相談所(旧中央児童相談所の庁舎を使用)の二所に分割、舞鶴児童相談所・福知山児童相談所を福知山児童相談所に統合(これに伴い、舞鶴児童相談所を廃止)。各児童相談所に一時保護所を付設		
平成6年7月			京都市精神薄弱者更生相談所の設置に伴い、京都市関係業務を同所に移管
平成11年4月			平成10年9月の法律改正に伴い、名称を「京都府知的障害者更生相談所」に変更
平成14年4月		DV防止法の全面施行に伴いDV支援センター機能を付与併せて、相談時間を拡大	
平成22年4月	京 都 府 家 庭 支 援 総 合 セ ン タ ー の 設 置		
	・京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合 ・中央児童相談所機能を宇治児童相談所から家庭支援総合センターに移管		
5月	・宇治児童相談所、福知山児童相談所に総合相談機能及び女性相談(DV支援センター)機能を新設し、それぞれ、「南部家庭支援センター」「北部家庭支援センター」と位置づける。 ・これに伴い、家庭支援総合センターを家庭支援センターの中央機関とする。 ・京都府精神保健福祉総合センターからひきこもり相談を移管。		
平成23年4月	ひきこもり「チーム絆」が、青少年課から家庭支援総合センターに移管。ひきこもり相談の充実を図る。		
平成24年4月	青少年課の「立ち直り支援チーム(愛称:ユース・アシスト)」を家庭支援総合センターに設置。非行少年等の立ち直りを支援		
平成25年4月	・宇治児童相談所(南部家庭支援センター)京田辺支所を開設。府南部地域における児童相談体制の充実を図る。 ・「児童虐待・DV被害者支援チーム」を家庭支援総合センターに設置。被害者(児)及びDV被害者の着実な地域生活を支援		
平成27年4月	・「里親委託推進員」を家庭支援総合センターに配置。里親登録の拡大、委託の推進を図る。		

## 9 研修の実施状況

### (1) 市町村職員・関係機関職員等に対する研修

#### ア 児童部門

研修名称	対象	講師	主な内容	回数	参加者数
市町村児童相談担当部長研修会	市町村	立命館大学 野田教授	市町村児童福祉担当職員に必要な基礎知識の習得	1	47
市町村児童相談担当者研修会	市町村	センター職員	市町村児童福祉担当職員に必要な基礎知識の習得	3	41
市町村児童相談担当者研修会(*1)	市町村	家庭支援課及びセンター職員	市町村児童福祉担当職員に必要な基礎知識の習得と情報交換	1	42
市町村児童相談担当職員研修会(*2)	市町村	京和大和の家統括施設長	市町村児童福祉担当職員に必要な基礎知識の習得	3	35
市町村等児童福祉専門職員育成研修 (兼京都府児童福祉司任用資格認定講習)	市町村	立命館大学野田教授他	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得 (京都府児童福祉司任用資格認定講習を兼ねる)	4	144
オリンピックプログラム・インストラクター養成 研修(旧CSPTトレーナー養成研修)	市町村 児童養護施設	NPO法人子ども家庭サポート センターちば 本多センター長	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得 (CSPTトレーナーの養成)	2	36
RIFCR(リフカー)研修	市町村 (養護教諭含)	NPO法人チャイルドファースト ジャパン トレーナー	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得	1	40
児童福祉施設、センター職員との交流会	児童養護施設 センター	房総双葉学園小木曾施設長	施設とセンター職員が業務を通じた業務交流を深め、連携向上への課題解決等の実践	1	59
児童福祉施設基幹的職員研修	児童養護施設	同志社大学早稲谷客員教授他	各施設での職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)に必要な専門知識やスキルの習得	4	86

#### イ 女性部門

研修名称	対象	講師	主な内容	回数	参加者数
DV被害者支援専門研修	市町村 関係機関	長岡京市女性交流支援セン ター 廣瀬氏他	DV被害者の支援制度、事例検討 DV被害者支援の取組紹介 他	3	86

#### ウ 障害部門

研修名称	対象	講師	主な内容	回数	参加者数
障害福祉現任職員研修	市町村 関係機関	障害グループ職員・全国身体 障害者施設協議会 徳川顧問	障害相俣に関する知識・技術の修得	3	47
新任障害者福祉担当者研修会	市町村 関係機関	障害グループ職員・ライトハウ ス職員	障害相俣に関する基礎的な知識・技術の修得	1	36
ひきこもり相談支援従事者研修会	市町村 関係機関	兵庫県立大学看護学科 船越 准教授	ひきこもり相俣に関する知識・技術の習得	1	57
医療的ケア関係職員研修	市町村 関係機関	京都府病院 徳永小児科医長 藤尾理学療法士	医療的ケアの知識習得	1	27
医療的ケア看護職員実地研修	関係機関	京都府病院 徳永小児科医 長・看護師	看護職の実地に関する専門知識・技能の習得	1	12

注)表中の \*1 南部家庭支援センター、\*2 北部家庭支援センターを除き主催は、家庭支援支援総合センターです。

(2) 職員研修  
ア 児童部門

研修名称	講師	主な内容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任児童福祉司研修	グループリーダー等	業務遂行に必要な基礎的知識の習得	5	65
児童福祉司会議	家庭裁判所調査官、NPO法人キープ セット職員 他	児童福祉司相互の情報交換と今日的専門知見の習得	2	66
一時保護関係職員研修	グループリーダー等	一時保護関係職員相互の情報交換と今日的専門知見及び実務向上へのスキルの習得	2	21
虐待対応業務従事者研修	家庭支援課職員・グループリーダー等	業務遂行に必要な専門知見とスキルの習得	3	66
児童福祉施設実習	各施設職員	施設業務を体験し、施設への理解や連携を深め職員の専門性の向上を図る	9	9

イ 女性部門

研修名称	講師	主な内容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任職員研修	グループリーダー等	業務遂行に必要な基礎的知識の習得	1	14
所内職員研修	外務省職員	ハーグ条約の概略と対応について	1	48
	安保千秋弁護士	法的対応に耐えるケース記録の書き方	2	70

ウ 判定指導部門

研修名称	講師	主な内容	回数	参加者数 (延べ人数)
若手心理判定員研修	心理判定員グループリーダー	面接技術向上(面接について振り返り、理解を深める)	各2	14
中堅心理判定員研修	カンファレンス形式	面接技術向上(一定の実務経験に基づき、議論を行い、より一層の専門性向上を目指す)	1	9
心理テストカンファレンス	カンファレンス形式	ケース事例に基づく心理検査データの分析と統合的な見立ての質的向上をはかることとテーマ別カンファレンスの実施	4	88
心理判定員会議	野田 正人(立命館大学 産業社会学部 教授) / 大島 剛(神戸親和女子大学 発達教育学部 教授)	心理技術職員相互の情報交換と今日的専門知見の習得	2	60
心理判定員研修・意見交換会	心理判定員4名・カンファレンス形式	各機関の心理判定員採用者同士の交流と専門性向上を目指す	1	34
新任心理判定員研修	心理判定員グループリーダー	新たに家庭支援センター(支所)に配属となった心理判定員の心理検査業務の習得	5	25

エ その他(課題別研修等)

研修名称	講師	主な内容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任職員研修	グループリーダー等	センター業務概要及び各専門部門概要	1	36
安全パートナーシップ研修 (旧サインズ・オブ・セイフティ研修)	同朋大学 井上教授 子ども・家族・援助者のパートナーシップ 研究会 井上代表	対人援助業務向上に向けた面接技術習得	4	32
性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所 客員研究員 山本恒雄	児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年度版に関する定義、特徴、対応等について	1	23
初期被害調査面接研修	愛育研究所 客員研究員 山本恒雄	虐待通告後の初期対応に関する面接技法の習得	1	13
司法面接研修(事実確認面接研修)	北海道大学大学院 仲教授	法的立証性のある事実確認面接技法習得	1	10
子どもの虹情報研修センター等への派遣研修	各研修機関講師	実務遂行能力の向上に向けたスキルの研鑽	随時	年間約15名



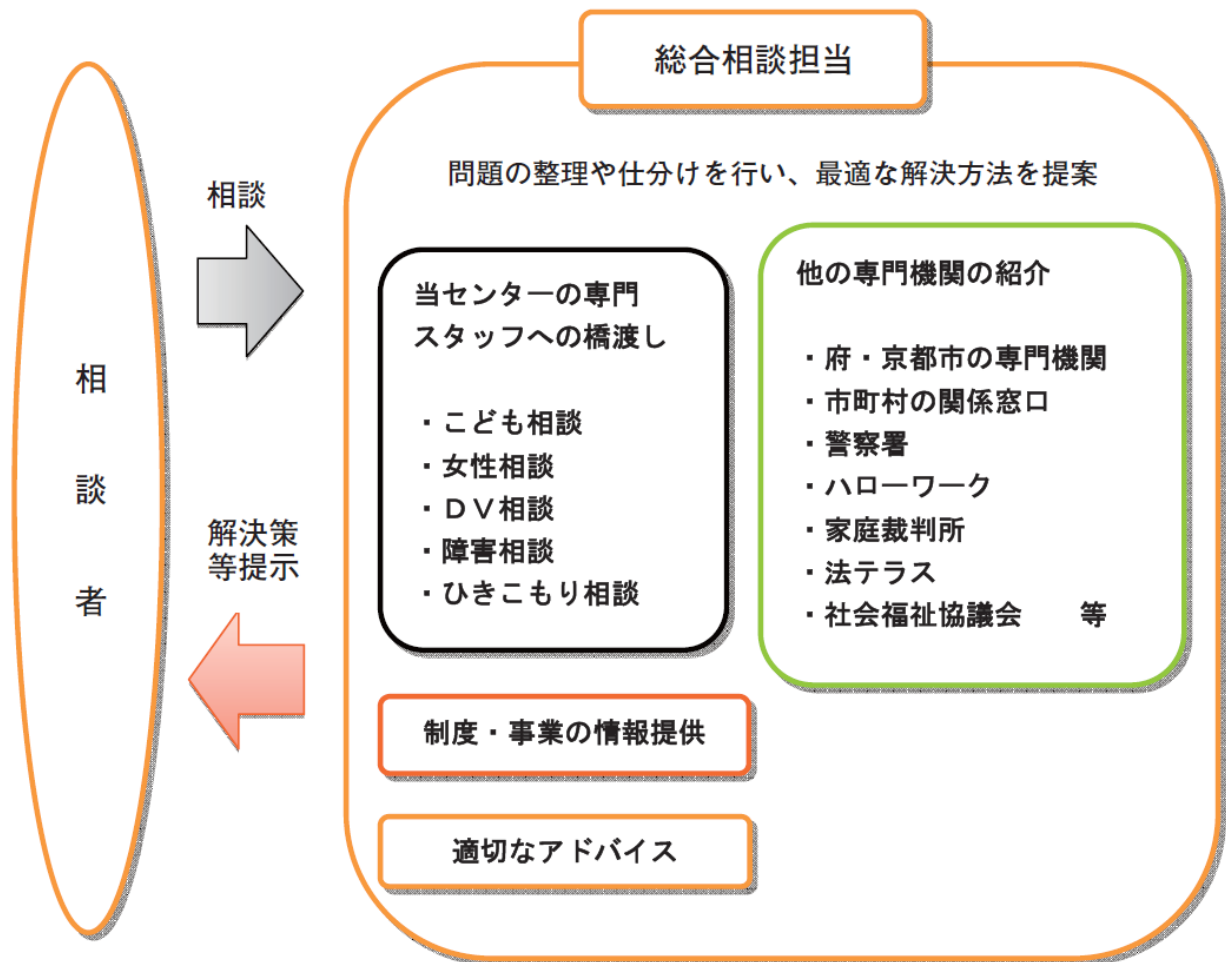
## 第2部 総合相談の業務

### 1 業務内容

#### (1) 業務概要

核家族化や都市化の進行で人間関係が希薄化し、児童虐待やDV、障害、ひきこもりなど家庭での悩みを抱える方の増加に伴い、こうした家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な問題に総合的かつワンストップで対応するため、総合相談では、相談内容をお聴きしながら、課題の整理や仕分けを一緒に考え、当センター内の専門スタッフや他の専門機関への橋渡し、情報提供、アドバイス等を行っている。

#### (2) 総合相談の概念図



## 2 業務実績

### (1) 相談の特徴

#### 【家庭支援総合センター】

総合相談受付件数は76件、この内67件(88.1%)が電話による相談である。

なお、当センターの専門グループへの相談については、専門グループへ繋ぐ扱いとしているため、原則、総合相談件数として計上していない。

#### ・ 主な相談者の地域分布

京都市内の居住者や関係機関からの相談	40件(52.6%)
不明	17件(22.3%)

#### ・ 主な相談の内容

家庭内不和等に関する相談	30件(39.4%)
女性に関する相談	17件(22.3%)

#### ・ 主な相談者の内訳

男性からの相談	40件(52.6%)
女性からの相談	36件(47.4%)

#### 【南部家庭支援センター】

総合相談受付件数は184件、この内179件(97.3%)が電話による相談である。

なお、婦人(DV)相談は単独ではなく、こども(虐待)を内包している相談が多く、婦人相談員と虐待対応チームとの所内コンサルテーション対応。

#### ・ 主な相談者の地域分布

宇治市	65件(35.3%)
その他(匿名・不明)	26件(14.1%)
木津川市	20件(10.9%)

#### ・ 主な相談の内容

こどもに関する相談	173件(72.4%)
青年に関する相談	5件(2.7%)
障害、その他に関する相談 各2件	4件(2.2%)

#### ・ 主な相談者の内訳

女性からの相談	144件(78.3%)
男性からの相談	40件(21.7%)

#### 【北部家庭支援センター】

総合相談受付件数は112件、この内105件(93.8%)が電話による相談で、来所相談は7件である。

地域的には、福知山、舞鶴市内からの相談が半数を占め、綾部市他からの相談がそれに次いでいる。制度の情報提供や機関紹介が件数の5割を占めている。

・ **主な相談者の地域分布**

福知山市	35件(31.3%)
舞鶴市	20件(17.9%)
京丹後市	10件(8.9%)

・ **主な相談の内容**

こどもに関する相談	74件(66.1%)
障害に関する相談	10件(8.9%)
民事に関する相談	7件(6.3%)

・ **主な相談者の内訳**

女性からの相談	74件(66.1%)
男性からの相談	38件(31.3%)

## (2) 相談処理分類と対応時間

(平成28年4月～平成29年3月:件数)

相談処理分類	センター			南部			北部			特記事項	関係機関
	相談 件数	相談時間別 内訳		相談 件数	相談時間別 内訳		相談 件数	相談時間別 内訳			
		60分 未満	60分 以上		60分 未満	60分 以上		60分 未満	60分 以上		
カウンセリング (継続・終結)				104	97	7	11	11		相談者からの話を傾聴、心理的援助	
他機関紹介	5	5		32	31	1	30	26	4	・相談内容について丁寧に確認し、問題点を整理したうえで、適切な関係機関を紹介(仲介)	・警察署、少年サポートセンター、らら京都、精神保健福祉総合センター、保健所、ハローワーク、法テラス京都、市町村担当課、家庭裁判所、地域包括支援センター他
他機関紹介 (京都市機関)	6	6									・市見相、発達相談所、福祉事務所、保健センター、こころの健康増進センター、ウイングス京都、区社協他
アドバイス	49	40	9	5	5		14	14		・相談者からの話を聴き、助言	
情報提供	2	2		2	2		36	36		・「OOIは、どこか?」といった問い合わせ対応など、相談者からの話を傾聴したうえで、関係機関の施策や制度等の情報提供。(問題点の整理を要しないもの)	・京都市関係(市見相、発達相談所、区役所、市リハセン) ・市町村社協、ハローワーク、福祉事務所、法テラス他
専門相談移行	2	2		34	33	1	3	3		・センター専門スタッフあるいは南北各センターへの相談の引継ぎ	
所内コンサル テーション										・センター内の専門スタッフとの協議・調整のうえ対応	
相談中断	4	3	1	4	3	1	8	8		・入所者問い合わせによる相談遮断、その他相談者側からの相談中断	
処理分類その他	8	7	1	3	3		10	10		・入所者問い合わせ、他機関や当センターの植栽、広報に関する意見など	
合計	76	65	11	184	174	10	112	108	4		

## (3) 相談種別と相談処理分類の状況

(28年4月～29年3月:件数)



(4) 相談者の住所と相談種別の状況

(28年4月～29年3月：件数)

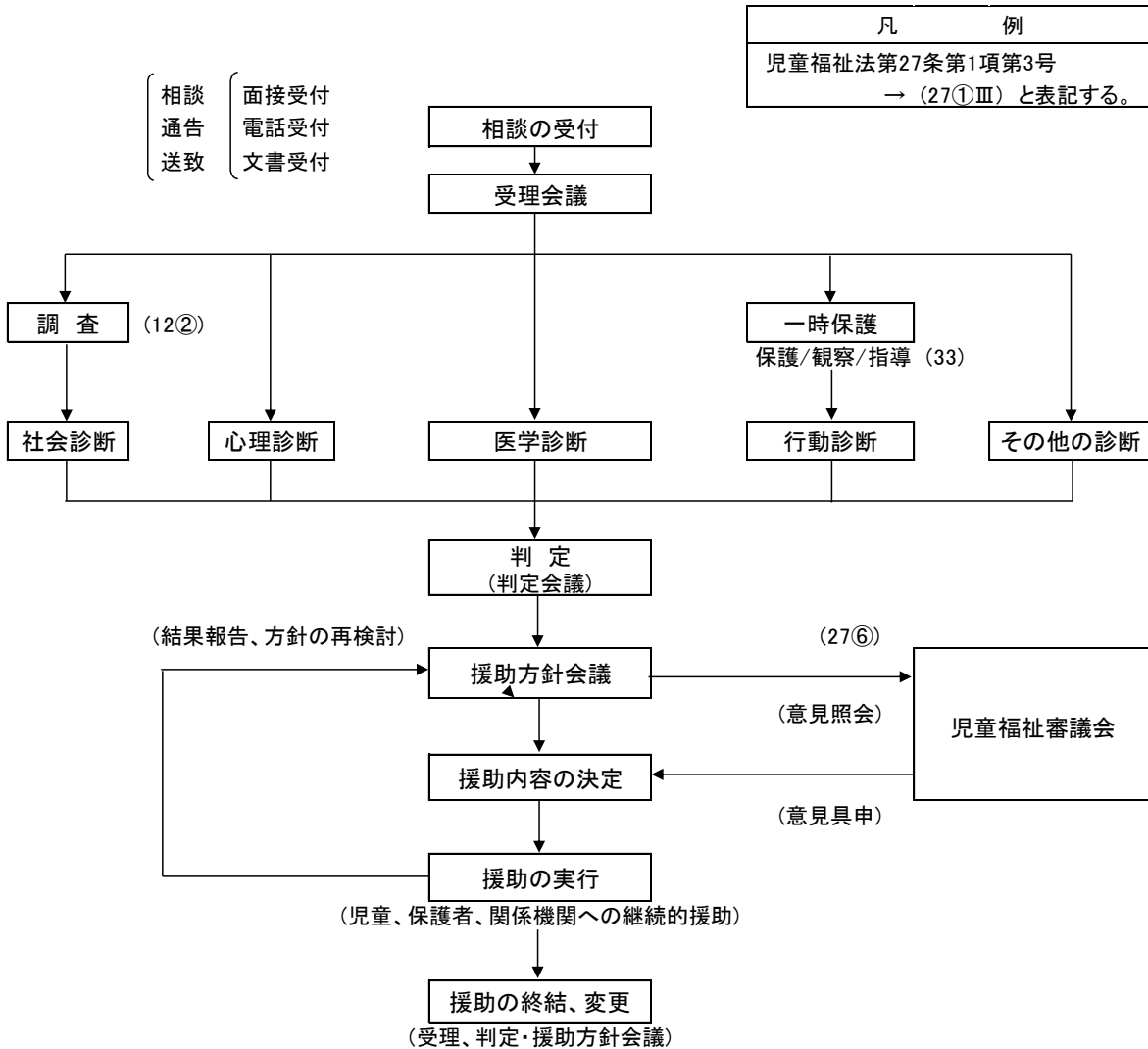
3センター集計

相談者の 居住地	家庭支援総合センター										南部家庭支援センター						北部家庭支援センター						総合計									
	京都市		乙訓・南丹振興局管内		南部センター管内		北部センター管内		他府県		不明		合計		管内		管外		不明		合計		28年度		27年度							
	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27	28	27				
こども	1																															
女性	8	37	1	4	1	12	1	1	4	4	11	16	68	1	1																	
障害	2	3	5	2																												
老人	4	5																														
青年																																
メンタルヘルス	1	1																														
病気・医療等	1																															
経済・生活困窮等	1																															
失業・雇用等																																
民事(家族等)	2																															
民事(一般)	1	1	1																													
家庭内不和	20	19	1	2	2	2	2	1	4	4	2	30	29	1	1																	
その他	1	4	2																													
合計	40	81	5	13	9	16	3	2	2	18	17	25	76	155	153	163	5	4	26	14	184	181	90	119	15	20	7	12	112	151	372	487

# 第3部 児童相談の業務

## 1 相談援助活動の体系

児童相談部門における相談援助活動の体系を概念的に示すと次のようになる。

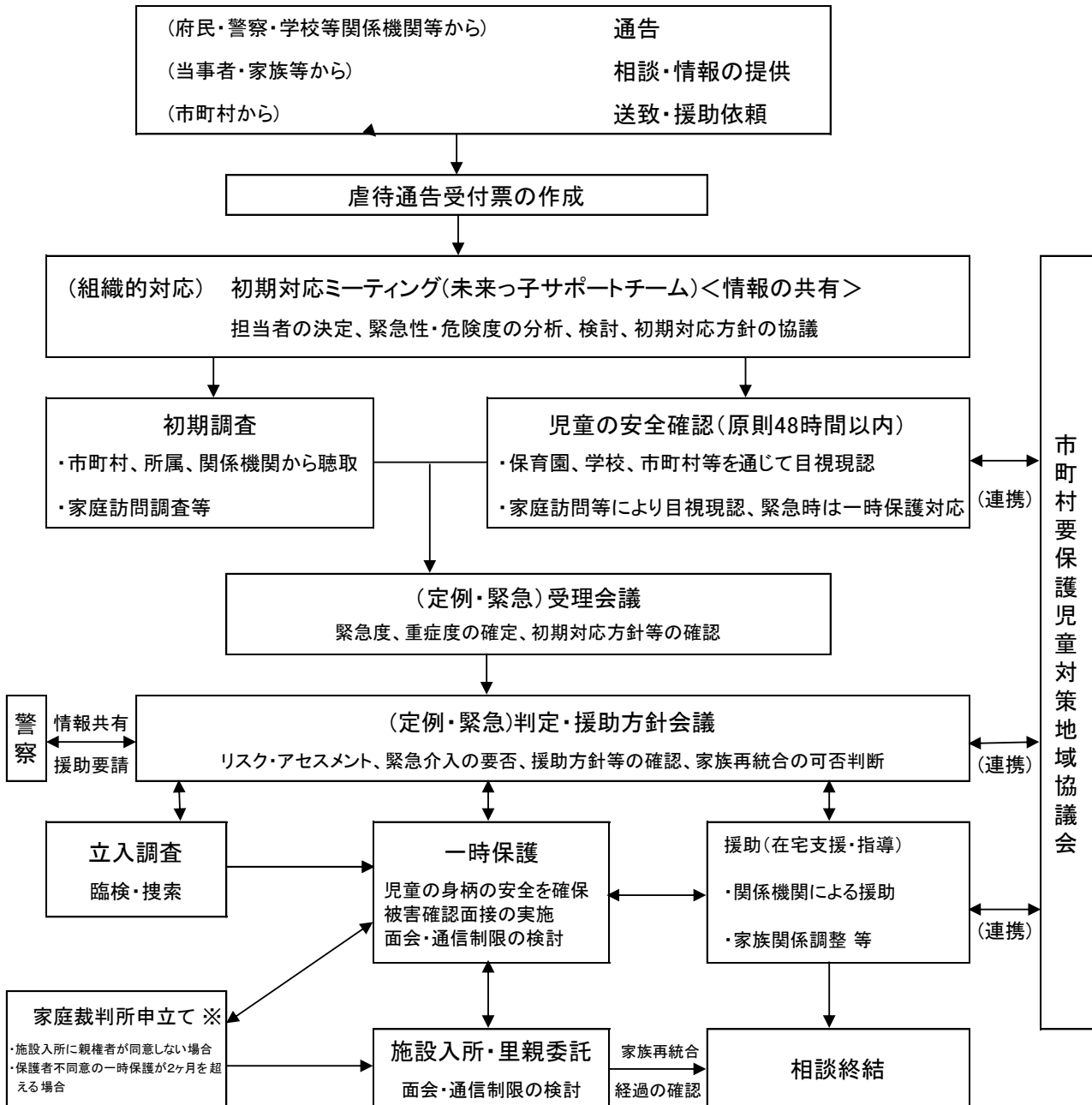


援助の内容	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あっせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告・通知 (26①Ⅴ～Ⅷ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
	エ 後見人解任の請求 (33の9)

## 虐待相談についての基本的な対応の流れ

虐待相談も、基本的には前ページの「相談援助活動の体系」に沿って対応しているが、児童福祉法の規定による他に、児童虐待の防止等に関する法律や国の通知に基づいて対応している。虐待相談における、通告から相談終了までの対応の流れを示すと次のようになる。

各児相(支所)毎に、虐待対応専任チーム(未来っ子サポートチーム)を設置している。



※ その他、親権喪失、親権停止、管理権喪失を申し立てること

※ 平成29年6月の児童福祉法改正により、保護者不同意の一時保護が2ヶ月を越える場合には、2ヶ月を越えるごとに家庭裁判所の承認が必要となった。

なお、一時保護中は児童相談所長が、施設等入所措置中には施設長等がそれぞれ監護措置をとることができ、親権者等は当該監護措置を不当に妨げてはならない旨、法に規定されている。



## 2 相談内容

児童に関するあらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分している。

### 相談の種類及び主な内容

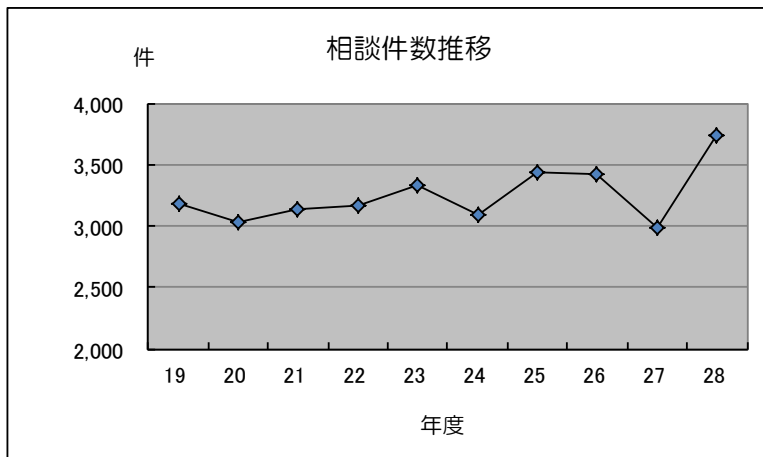
養護 相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 身体・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健 相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害 相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞等に関する相談
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
非行 相談	9 発達障害相談	自閉症、アルペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時は通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成 相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

### 3 児童相談・虐待等の概況

#### (1) 相談内容別受付件数の推移

区分 年度	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談		その他	合計
	虐待	養護			性格行動	しつけ不登校等		
19	485	220	2,076	228	128	39	5	3,181
20	370	184	2,093	233	112	37	7	3,036
21	422	168	2,173	203	114	43	15	3,138
22	528	152	2,037	234	155	47	10	3,163
23	619	190	2,065	259	145	38	10	3,326
24	732	198	1,795	162	149	44	6	3,086
25	964	171	1,896	175	183	37	12	3,438
26	1,121	173	1,745	175	158	49	4	3,425
27	1,120	133	1,391	158	138	40	5	2,985
<b>28</b>	<b>1,502</b>	<b>168</b>	<b>1,706</b>	<b>172</b>	<b>129</b>	<b>49</b>	<b>4</b>	<b>3,730</b>

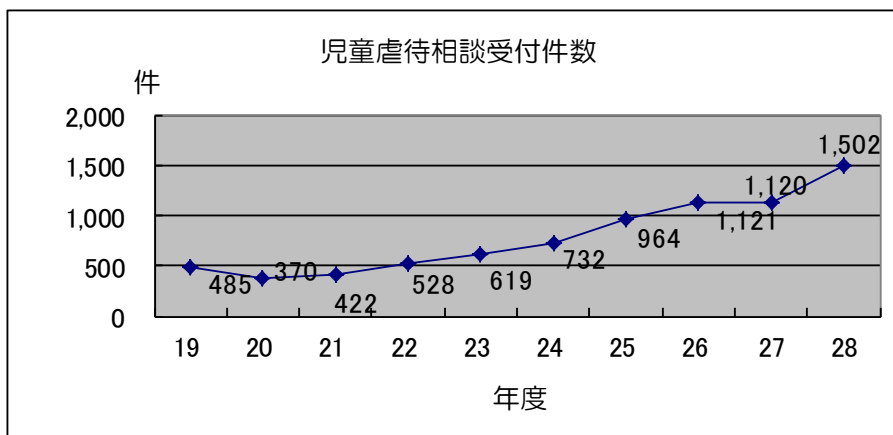
※19年度から育成相談中、障害児保育認定については計上していない。



○ 相談受付状況について  
前年度には落ち着くかに見えた虐待相談、障害相談が急激な増加に転じ、その他の相談も横ばいあるいは増加傾向を示している。

#### (2) 虐待相談の状況

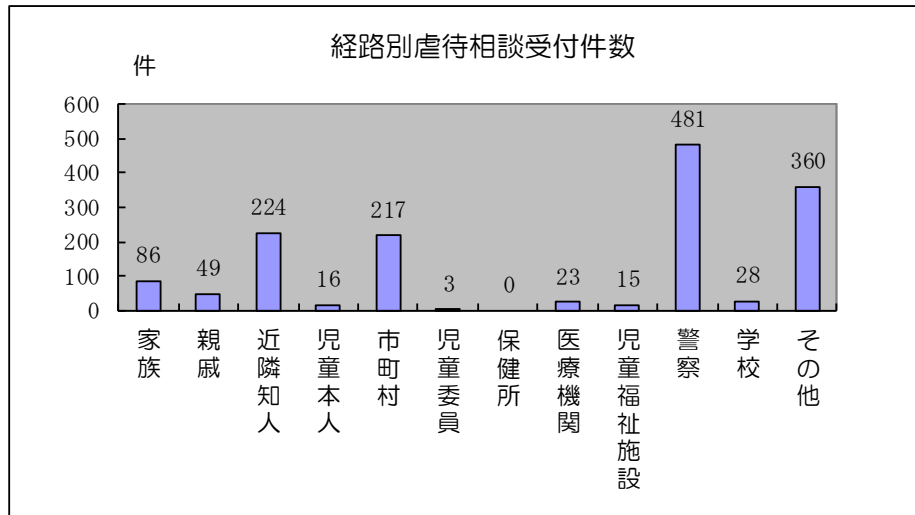
##### ア 児童虐待相談受付件数



28年度の虐待受付件数

センター	372
宇治	718
福知山	412
計	1,502

## イ 経路別虐待相談受付件数

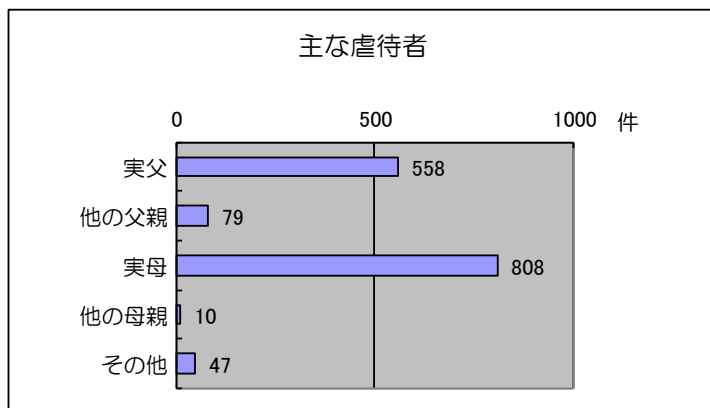


区分	構成比(%)
家族	5.7%
親戚	3.3%
近隣知人	14.9%
児童本人	1.1%
市町村	14.4%
児童委員	0.2%
保健所	0.0%
医療機関	1.5%
児童福祉施設	1.0%
警察	32.0%
学校	1.9%
その他	24.0%
計	100.0%

※虐待相談・通告の総数は1,502件。そのうち最多は「警察」からで、全体の32.0パーセントを占めている。

※「その他」は、主にきょうだい受理、府の他機関及び他府県市児童相談所からの移管ケース等である。

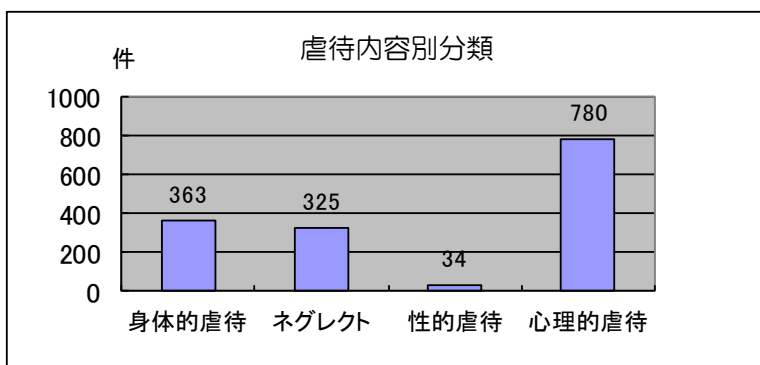
## ウ 主な虐待者



区分	構成比(%)
実父	37.2%
他の父親	5.3%
実母	53.7%
他の母親	0.7%
その他	3.1%
計	100.0%

※虐待受理件数 1,502件

## エ 虐待内容別分類



区分	構成比(%)
身体的虐待	24.2%
ネグレクト	21.6%
性的虐待	2.3%
心理的虐待	51.9%
計	100.0%

※虐待受理件数 1,502件